



障がいのある幼児児童生徒の就学について

地域支援センターでは、障がいのある幼児児童生徒の就学に向けての支援で、学校見学会や教育相談を行っています。今回は、「就学先決定の考え方と手続きの流れ」と、就学先を保護者が決めていくための「たむら支援学校が行っている支援」について整理しました。

就学先決定の考え方と手続きの流れ

「学校教育法施行令第22条の3」（視覚障がい者等の障がいの程度）

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも
知的障害者	1 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達に遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なも
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも

就学先決定の考え方

22条の3に該当しない
(視覚障害者等ではない)

22条の3に該当する
(視覚障害者等である)

小・中学校

特別支援学校

「特別支援学校に就学させることが適当であると認める者」以外の者

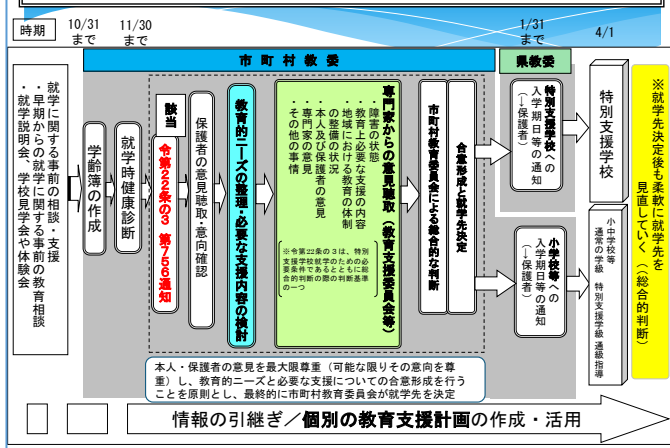
22条の3の該当だけで
就学先を分けない

認定特別支援学校就学者

障がい、22条の3に規定する程度のもものうち、当該市町村の教育委員会が、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の状況その他の事情を勘案して、その住所の存する都道府県に設置する特別支援学校に就学させることが適当であると認める者

対象児の障がいの状態が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度であっても、地域での学習環境が整っており、適切な教育を受けることのできる学校種が地域の小中学校であれば小中学校に就学するという、個に応じた判断を行うこととなっています。

障がいのある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）



市町村教育支援委員会（市町村就学指導審議会等）で、障がいの状態、必要な支援の内容、地域における体制整備の状況、本人保護者や専門家からの意見を聴取し総合的に就学先を判断します。

一度決定した就学先が、小学校6年間、中学校3年間を通して絶対的に維持されるのではなく、児童生徒の発達の程度、適応の状況、学校の状況を勘案しながら、「就学先決定後も柔軟に就学先を見直していく」ことが可能です。

Point

○共生社会の理念をふまえ、まずは地域の学校で学ぶことが可能かどうかを検討していきます。そのうえで、支援の内容や地域の教育の体制、その他の事情を勘案して、市町村教育支援委員会において、特別支援学校で学ぶことが適切であるという判断を得た場合には、特別支援学校に就学することができるという制度になっています。

たむら支援学校の取組

学校見学会（年4回）

- 学校見学会では、たむら支援学校の概要説明や就学先決定の考え方や手続きの流れについての説明、授業参観や校舎見学等を通して、保護者や地域の福祉事業所等の地域の関係機関に、たむら支援学校について理解していただく場としています。また、特別支援学校についての理解を深めていただくことで、保護者自身の判断で就学について考えていただく機会としています。
- 学校見学会を経て、本校への就学を希望する場合、さらに詳細について話をしたい場合には教育相談を申し込むことをお伝えしています。

学校見学会の日程

- *10時05分～ 学校についての説明
- *10時25分～ 校舎見学
- *10時50分～ 質疑応答



春山校舎の様子
(小・中学部)



こんな工夫をしています

視覚支援

コミュニケーションツール

思考・判断・表現のツール

教室環境等の整備

学校の概要説明で使用するスライド資料（一部）

教育相談（就学相談 6月～11月）

- 教育相談（就学相談）では、「教育相談事前記入用紙」の内容をもとに保護者と話し合います。また、教材等（写真参照）を使って対象児とかがわります。これらのやりとりを通して、対象児の障がいの状態等を把握し、特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容、家庭の状況、保護者の就学に対する考えなど、総合的な視点で確認していきます。それらをもとに、地域の学校等で学ぶことも視野に入れながら、保護者と一緒に適切な学びの場について話し合っていきます。

教育相談事前記入用紙

対象児とのかかわりで 使用している教材等



①対象児の障がいの状態等の把握

②特別な指導内容の確認

③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容の確認

④家庭の状況（通学方法を含む）

⑤保護者の就学に対する考え

適切な
学びの場について
一緒に考えます

『学校見学会』では、たむら支援学校の理解啓発を行うとともに、保護者や地域の関係機関に就学先決定の考え方等について理解していただく機会としています。『教育相談（就学相談）』では地域の学校等で学ぶこと、特別支援学校で学ぶことのそれぞれの良さを確認しながら、対象児の学びの場について保護者と一緒に考えていくことを大切にしています。学校見学会や教育相談（就学相談）を通して、保護者や関係機関に対して、今後も情報提供や支援を行っていきます。

